

筑後国府跡

— 第312次発掘調査報告 —

Governmental Office Ruin
of
Chikugo Province

— A Report of 312th Excavation at Furugō Area —

令和5 (2023) 年3月
久留米市教育委員会

序

久留米市は、古くから水路と陸路の要衝としての位置を占めてきました。市内には先人達の残した文化遺産が数多く残り、その究明が進められております。

今回の調査は、合川町で実施しました。過去の発掘調査で確認された遺構を再確認し、出土遺物や年代を把握することができました。これらの成果が久留米の歴史や文化財保護に対する市民の理解に貢献できれば幸いです。なお今回の発掘調査に際して、事業者であるTAKASUGI株式会社の皆様をはじめ、近隣住民の皆様にも多大なご協力をいただきました。心より御礼申し上げます。

令和5年3月31日

久留米市教育委員会
教育長 井上 謙介

例言

1. 本書は、令和4年度にTAKASUGI株式会社（代表取締役：平島孝典）の委託を受けて、宅地造成に先立ち実施した、筑後国府跡第312次調査の発掘調査報告書である。
2. 本調査の略記号はTKH-312、調査番号は202201である。
3. 調査は久留米市教育委員会が調査主体となり、市民文化部文化財保護課の西拓巳が担当した。
4. 遺構の略記号は、SB-掘立柱建物、SD-溝、SK-土坑、SP-ピット、SX-土墳墓を示す。遺構番号は、過去の調査で付与された番号を踏襲した。
5. 遺構配置図・個別遺構図のいずれも、座標は国土調査法第II座標系（日本測地系）を基に作成し、方位は座標北を示す。なお、平成28年の熊本地震に伴うパラメータ補正は行っていない。
6. 遺構配置図は西と大淵文子、横山満浩がトータルステーションで作成し、(株)CUBIC製の「遺構くんcubic」で編集した。土層図は西が作成し、大淵と堀江俊文、山田治代が補助した。
7. 遺物実測図は、今村理恵と宮崎彩香が作成した。拓本は、田中千佐子を作成した。
8. 実測図は、西と今村、宮崎、山元博子が米国アドビ製の「Adobe Illustrator」で浄書した。
9. 土層と遺物の色調は、『新版 標準土色帖』（日本研事業株式会社、昭和42年）に準拠した。
10. 写真は西が撮影し、遺構はCanon EOS 6Dで、遺物はリコーPENTAX K-1 IIで撮影し、米国アドビ製の「Adobe Photoshop」で編集した。空中写真撮影は、(有)空中写真企画に委託した。
11. 出土遺物や図面、写真などの記録は、久留米市埋蔵文化財センターで収蔵・保管している。
12. 本書の執筆と編集は西が行った。

本文目次

I. はじめに	1
II. 位置と環境	2
III. 調査の記録	4
IV. 総括	12

I. はじめに

1. 発掘調査に至る経緯

本調査は、宅地造成に伴う事前の発掘調査である。令和3年(2021)4月16日、土地所有者から久留米市合川町1352-1における「埋蔵文化財包蔵の有無」の照会が提出された。対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地である筑後国府跡の範囲内であり、過去に第143次調査(注1)と第150次調査(注2)で遺構を確認した場所である。また、西隣は国史跡の指定地で、対象地も令和元年(2019)度に策定した筑後国府跡保存活用計画で「保護を要する範囲」とした地域にあたる(注3)。そこで、久留米市と事業者のTAKASUGI株式会社(代表取締役：平島孝典)、福岡県文化財保護課で協議を重ね、宅地部分には盛土を施し保護層を確保すること、宅地の道路部分もなるべく削平を避け、保護層が確保できない市道との接続部分のみ発掘調査を実施することで合意した。

令和4年(2022)3月16日、事業者から発掘調査の依頼が提出されたため、事業者と久留米市長は4月8日付で「筑後国府跡第312次調査発掘調査委託契約書」を締結した。先述の経緯から、対象面積1,377㎡に対して、調査面積は65㎡である。

2. 発掘調査の体制

調査委託：TAKASUGI株式会社(代表取締役：平島孝典)

調査主体：久留米市教育委員会

調査総括：久留米市 市民文化部

文化財保護課

教育長：井上 謙介

部長：竹村 政高

次長：深堀 尚子

課長：水島 秀雄

課長補佐：田中 健二

課長補佐兼課主査：白木 守、丸林 禎彦

主査：小澤 太郎

事務主査：江島 伸彦

庶務担当：市村久美子

本田 岳秋、辻 貴子

発掘調査・報告書作成担当：西 拓己

発掘作業員：案納 哲夫、大淵 文子、國武 三歳、原 博文、福田 孝利、堀江 俊文、山田 治代、横山 満浩

3. 調査の目的と経過

今回の調査は、過去に確認した遺構のうち、破壊される遺構を完掘し、その規模や出土遺物などを記録するために実施した。令和4年4月18日に器材を搬入し、重機で調査区の表土剥ぎを行った。4月19日から発掘作業員を投入して、遺構検出を実施した。遺構の掘削や撮影、測量などの記録作業は4月20日から始め、著しい湧水を排水しつつ、5月19日にドローンをを用いて調査区全景を撮影した。翌5月20日に重機で調査区を埋め戻し、5月23日に器材を撤収して、調査を終了した。

整理作業と報告書作成は、令和5年(2023)3月31日まで西町文化財整理事務所で実施した。

II. 位置と環境

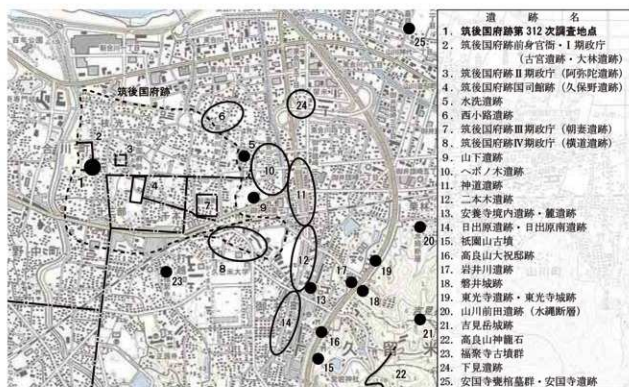
久留米市は筑紫平野の中心部に位置し、筑後川の中下流域に面する。久留米市の南東部に連なる耳納山地の西端には、高良山や明星山、飛岳といった標高200～300mの山地が聳える。高良山からは北西に向かって丘陵が派生しており、標高を減じながら段丘崖を経て、筑後川左岸の氾濫原に至る。筑後国府跡は丘陵の北部、南を断層崖に、東西を高良川と中谷川に挟まれた低位段丘（通称「枝光台地」）の上に広がる。調査地点は枝光台地の西部、高良川に面した古宮地区の標高14mに位置する。

筑後国府跡は、縄文時代から中世を中心に多種多様な遺構や遺物が見つかっており、周辺には第1図のとおり多数の遺跡が分布する。紙幅が限定された本書では、今回の発掘調査で検出された遺構と関連する、古代の様相を中心に述べておく（注4）。

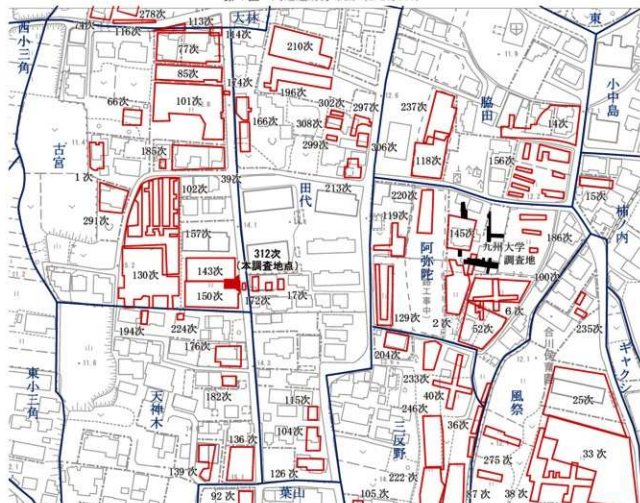
古代の主要な遺跡として、高良山に築かれた神籠石式山城が挙げられる。その築造年代は明らかではないが、白村江の戦いにより対外防衛の必要に迫られた7世紀頃に築かれたと考えられている。古宮地区では、高良山神籠石と同時期の大形建物や大溝が検出されており、国府設置前の公的施設—いわゆる「前身官衙」—とされている。前身官衙は7世紀末までに成立した筑後国の国府に継承されたとみられ、古宮地区には築地塀を伴う建物群がみられる。

310次を越える発掘調査から、筑後国府は7世紀末から12世紀後半にかけて古宮地区から阿弥陀地区、朝妻地区、そして横道遺跡を三遷しており、古代の筑後国における政治経済の中心的な役割を担ったことが明らかになっている。また、山下遺跡では7～9世紀の溝や土坑から、緑釉陶器の香炉蓋や複数の越州窯系青磁碗が出土しており、『高良記』に登場する在国司居屋敷との関連が指摘されている。ヘボノ木遺跡では、8世紀中頃～9世紀前半に四面廂建物と八脚門、方形周溝を伴う回廊状遺構が造営されるほか、筑後国府跡からヘボノ木遺跡にかけては、東西に走る道路が検出されている。この道路は阿弥陀地区で南に向かい、国分寺と国府も結んでいたと指摘されている。同時期の集落遺跡は、久保野遺跡や山下遺跡、ヘボノ木遺跡、神道遺跡、二本木遺跡で8～9世紀の堅穴建物が検出されるなど、広範囲に集落遺跡が分布する。また、立石土塁と呼ばれる土塁を伴う方形館が位置する。土塁内部の遺構は不詳だが、土塁の出土遺物から15世紀まで存続したと考えられる。また、西小路遺跡では方形区画溝を伴う10～11世紀の掘立柱建物群が検出されており、屋敷の存在が示唆される。

11世紀末に政庁が朝妻地区から横道遺跡に移転したことに伴い、12世紀の枝光台地は、急速に遺構が減少する。筑後国府跡では、12～15世紀の区画溝や方形に廻る土塁、土壇墓が検出されており、隣接する西小路遺跡の土壇墓や、ヘボノ木遺跡の井戸や土坑、土壇墓、山下遺跡の溝や土坑、下見遺跡の13世紀の館跡と共に、丘陵上に集落や居館が点在したことを示唆する。主要道も高良山麓の街道（後の薩摩街道）へ移ったと考えられており、二本木遺跡で10～11世紀に遺構が増加し、麓遺跡では12世紀後半の方形館の周溝が検出されていることから、街道の下限を示す。12～13世紀には、二本木遺跡や岩井川遺跡、安養寺境内遺跡、麓遺跡、日出原遺跡、日出原南遺跡、高良山大祝邸跡で溝や井戸、地下式坑などの土坑が多数検出されており、街道沿いや高良大社の門前に、今日の御井町の前身となる集落があったことを示す。



第1図 周辺遺跡分布図 (1/25,000)



第2図 調査地点の位置と周辺地形図 (1/2,500)

III. 調査の記録

1. 基本層序

調査地点の現況は水田で、隣接する市道とは約0.4mの比高差がある。地表約0.1～0.2mを①耕作土が覆う。その下に、②第143・150次調査の調査終了時に水田を復旧した際の盛土が約0.3～0.5m堆積する。これらを経て、地表から0.4～0.6m、標高13.8～13.9mで地山に至る。遺構は、この地山の面で確認した。地山は、標高13.4～13.7mから上層が明黄褐色土、標高13.0～13.7mが黄色土、標高13.0mより下層が黒褐色土ブロックを含む灰白色土である。

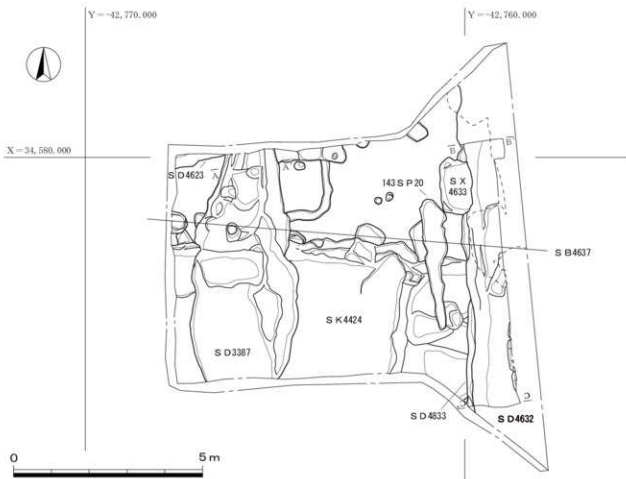
2. 検出遺構

今回の調査では、掘立柱建物1棟、溝4条、土坑1基、土壇墓1基、その他ピットを検出した。この内、中世の遺構である溝S D 4623と土壇墓S X 4633は過去の調査で完掘し、出土遺物を含めて報告しているため、本書では省略した。以下、その他の主な遺構について述べる。

掘立柱建物

S B 4637 (第5～7図)

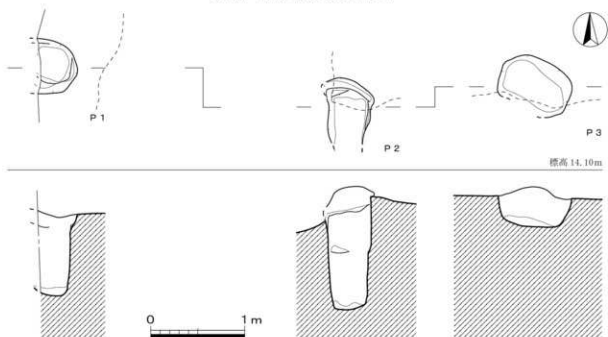
調査区北部で検出した遺構である。過去の調査で梁間2間、桁行5間以上の規模を有し、主軸方位がN-2°-Eであることが判明している。この内、南辺の柱穴3基を再検出し完掘した。S D 3387



第3図 筑後国府跡第312次調査遺構配置図 (1/100)



第4図 調査区全景(南上空から)



第5図 S B 4637実測図(1/40)

やS K 4424が後出し、間隔は芯心距離でP 1 - P 2 間が3.3m、P 2 - P 3 間が1.9mを測る。柱穴は楕円形や歪な円形の平面を有し、直径0.57~0.80m、深さ0.29~1.32mを測る。埋土は、P 1 が灰黄褐色土とにぶい黄褐色土、P 2 がにぶい黒褐色土と灰黄褐色土、P 3 が灰色土を含む橙色土だった。遺物は弥生土器のみで、P 1 から甕の細片、P 2 から甕の口縁部片が各1点出土した。



第6図 SB4637全景(西から)



第7図 SB4637P1土層(南から)

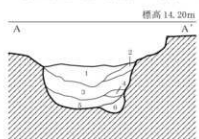
溝

S D3387 (第8・9図)

調査区西部で検出した溝で、S K4424に後出する。大半は過去の調査で掘削しているが、ベルト状に残存していた箇所を含めて完掘した。走行方位はN-4°-W、長さ約31mを測るが、今回検出したのは6.1mである。断面は開いたU字形を呈し、上端幅1.30~2.88mを測る。底面は複雑に段を有し、深さは最大で0.94mを測る。埋土は土層図のとおりで、黄色と黄褐色の埋土で占められるほか、少なくとも1回の掘直しが確認できた。出土遺物は、弥生土器や土師器の細片ばかりである。

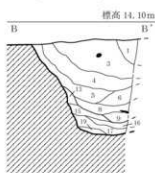
S D4632 (第8・10~12図)

調査区東端で検出した溝である。S D4833やS K4424、S X4633に後出する。過去の調査では、

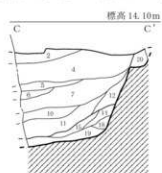


1. にぶい黄褐色土 (灰白色土ブロック、土器片、炭粒を含む)
2. にぶい黄褐色土 (灰白色土ブロックを含む)
3. 黄褐色土 (黄色土ブロック、暗褐色土ブロックを含む)
4. にぶい黄色土 (黄色土ブロックを含む)
5. にぶい黄色土 (暗褐色土、黄色土ブロックを含む)
6. にぶい黄褐色土 (黄褐色土ブロック、黄褐色土ブロックを含む)

S D3387



1. 黒褐色土 (鉄分を含む) 覆土
2. 暗灰色土 (黄色土ブロックを含む)
3. にぶい黄褐色土 (黒褐色土、土器片、礫を含む)
4. にぶい褐色土 (黄色土ブロック、鉄分を含む)
5. 黄褐色土 (黄色土、灰白色土ブロックを含む)
6. 黒褐色土 (黄褐色土を含む)
7. にぶい黄褐色土 (灰白色土ブロック、明緑灰色土ブロック、鉄分を含む)
8. 黒褐色土 (明黄褐色土ブロックを含む)
9. 暗灰黄色土
10. にぶい黄色土 (灰色土、黄色土ブロック、土器片を含む)



11. にぶい黄褐色土 (灰色土ブロック、黄色土ブロック、鉄分を含む)
12. 灰黄褐色土 (黄色土ブロックを含む)
13. 灰黄褐色土 (黒褐色土、黄色土ブロックを含む)
14. 黄色土・明黄褐色土 (暗褐色土ブロックを含む)
15. 明黄褐色土 (黒褐色土を含む)
16. 黒褐色土 (明黄褐色土を含む)
17. 黄色土・明黄褐色土 (黒褐色土を含む)
18. 淡黄色土 (黄色土、灰白色土、鉄分を含む) 地山崩落土か
19. 黒褐色土 (明黄褐色土ブロック、灰白色土ブロックを含む)
20. 灰黄褐色土・黄色土, S D4833

S D4632・4833

第8図 S D3387・4632・4833土層図 (1/40)



第9図 SD3387土層 (南から)



第10図 SD4632完掘状況 (南から)



第11図 SD4632北端土層 (南から)

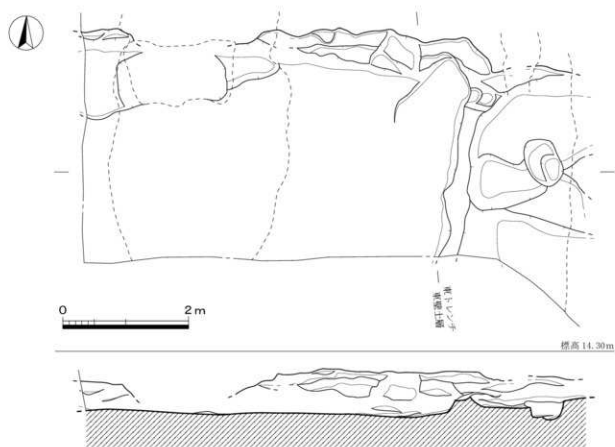


第12図 SD4632南端土層 (北から)

走行方位N-3°-W、長さ20.5mを測ることが判明しており、今回の調査ではその内11.3mを検出した。当初、過去の調査で掘削済の箇所を再掘削し、新たに南北両端の未掘箇所を掘削する予定だった。しかし、溝の東半分は市道の側溝に接するため掘削できず、掘削済箇所の再掘削後に湧水著しく壁面が崩落し始めたため、やむを得ず南北両端は掘削せず。土層と底面の完掘状況を記録後、空撮を待たずに埋め戻した。断面は逆台形状を呈するとみられ、上端幅は最大1.80m、下端幅は最大0.94mを測る。深さは1.08~1.22mを測り、底面中央部のピットが最深部にあたる。また、南に向かって底面の標高は低くなる。埋土は、灰褐色土を主体とする上層と地山土を含む黒褐色土が主体の下層で二分される。堆積状況や西壁の段から、少なくとも1回は再掘削されている状況を確認した。遺物は、弥生土器の甕や高坏、器台、土師器の坏や埴、高坏、須恵器の坏や甕の細片、鉄滓や釘とみられる鉄製品、粘土塊、被熱礫や石英、赤チャートの破片、炭化材が出土した。いずれも細片で、溝の上層と下層で明瞭な遺物の違いは無い。

SD4833 (第8図)

調査区東部で検出した溝である。過去の調査で、長さ18.3mを測ることが明らかになっているが、上面確認のみで未掘だったため、検出した北端の3.02mを完掘した。SK4424に後出し、遺構の東半をSD4632に削平される。断面は逆台形を有し、残存する上端幅は0.29m、下端幅は0.17m、深さ0.13~0.39mを測る。埋土は、灰黄褐色土と黄色土が占める。出土遺物は、弥生土器の甕や壺の細片のみである。



第13図 S K 4424実測図 (1/60)



第14図 S K 4424東トレンチ東壁土層 (西から)



第15図 S K 4424完掘状況 (西から)

土坑

S K 4424 (第13～15図)

調査区の南半を占める遺構で、S D 3387・4632・4833など、S B 4637以外の遺構に削平される。過去の調査では第140・143・150次調査に跨り、長さ50m以上、上端幅3.7～4.3m、下端幅3.3～3.5mを測ることが判明している。今回の調査では東端の長軸8.03mを再検出し、第150次調査で掘削された東トレンチを含む幅3.53～3.74m、深さ0.81mを完掘した。底面は北辺に沿って溝状の掘り込みを有するが、この掘り込みも最深部はS D 3387が後出する。また、南辺は調査区外に及ぶ。埋土は、第150次調査で作成された土層図(注5)のとおりで、黄色土ブロックと黒色土ブロックを大

量に含む褐色系の埋土で埋めた後に、黄色土や褐色土を版築状に埋め、後出する築地塀 S A 3598 の沈降を防いだと指摘されている。遺物は、弥生土器の甕や大甕、壺、高坏、器台、土師器の坏や甕、高坏、把手、須恵器の坏と甕、壺、粘土塊、被熱した礫や黒曜石の剥片が出土した。

ピット

143SP20 (第3図)

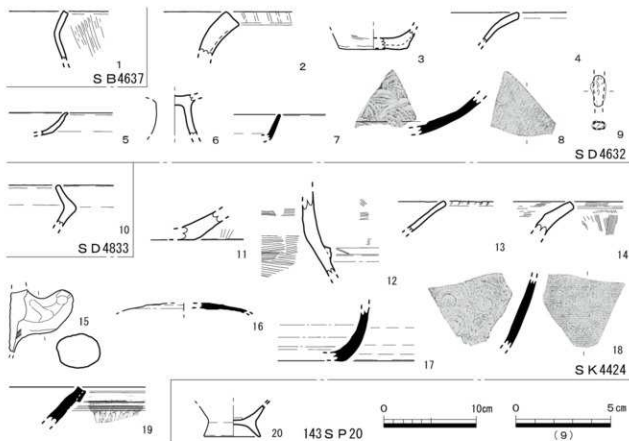
調査区東部で検出した、SK4424に後出する細長いピットである。第143次調査では西半のみ掘り下げられており、今回の調査では東半も掘り下げて完掘した。長さ3.47m、幅0.63m、深さ0.26mを測る。出土遺物は、弥生土器の台付甕の底部1点と細片4点のみである。

3. 出土遺物 (第16~18図、第1表)

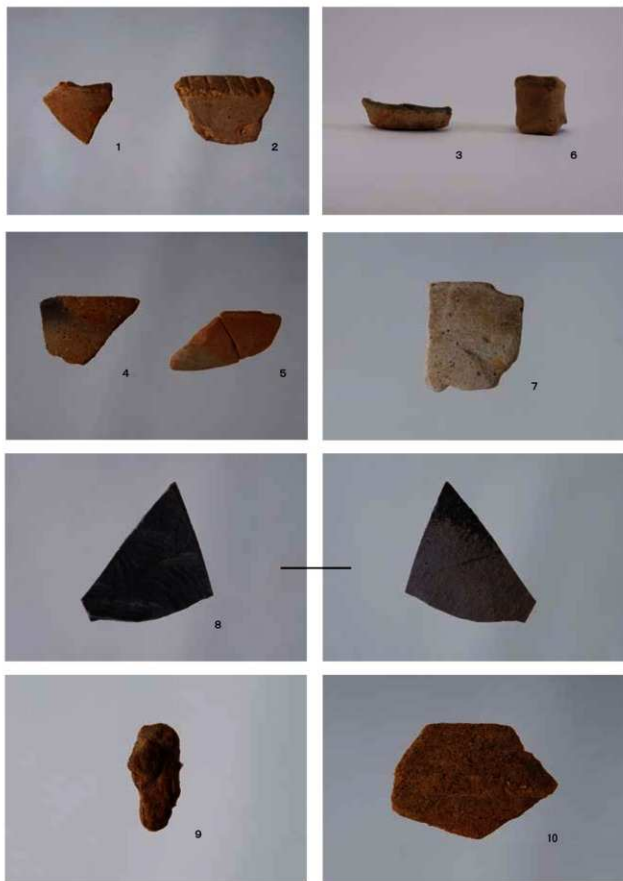
合計でパコンテナー1箱分の遺物が出土した。このうち4割は、過去の調査で完掘後に埋め戻した際の埋土から出土した遺物である。出土遺物の大半を弥生土器(1~4、10~14、20)が占め、併せて土師器(5、6、15)や須恵器(7、8、16~19)、粘土塊、黒曜石や石英などの剥片、被熱した礫、鉄製品(9)、表土から出土した貿易陶磁器の白磁片や近世以降の陶磁器が挙げられる。紙幅の都合上、法量や色調などの詳細は遺物観察表を参照願いたい。

【遺物実測図と遺物観察表について】

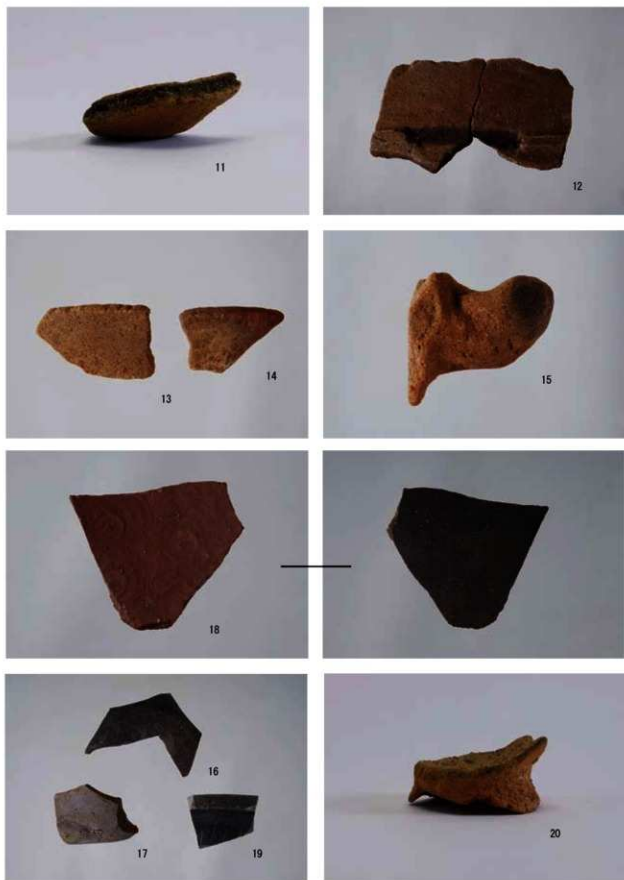
- ・第16~18図と第1表の遺物番号は同一である。
- ・遺物実測図断面の黒塗りは須恵器、斜線は鉄製品を意味する。
- ・[]は復元値を、()は残存値を、-は欠損または該当する部位が無いことを意味する。
- ・胎土は、0.5mm未満の砂粒を「微砂粒」、1mm未満を「細砂粒」、1mm以上を「砂粒」とした。
- ・遺物番号は、久留米市市民文化庁文化財保護課が定める、出土遺物の登録番号である。



第16図 出土遺物実測図 (1/4、1/2)



第17図 出土遺物写真1



第18図 出土遺物写真2

第1表 出土遺物観察表

遺物 No.	出土遺構	種別	層様	法 量 (cm)			色 調				器 型・文様		加 工 量	備 考	登録番号
				口 径	高さ (深)	底径 (深)	外面	内面	外面	内面	底面・断面				
1 第14-17層	S D 4637 P 2	弥生土器	甕	—	—	(5.1)	にがい黄褐色		刷毛目 横ナズ	ナズ 横ナズ	—	刷毛目、角筒 石を含む	口縁部片	302101 900021	
2 第14-17層	S D 4632	弥生土器	大甕	—	—	(4.6)	にがい黄褐色		横ナズ 横目	ナズ 横ナズ	—	精良、砂粒、 雲母を含む	口縁部片	302101 900012	
3 第14-17層	S D 4632	弥生土器	甕	—	(7.2)	(2.1)	褐色	にがい黄褐色	刷毛目× 横ナズ	ナズ 横ナズ	—	軽微、赤色 粘土を含む	底面片	302101 900020	
4 第14-17層	S D 4632	弥生土器	甕	—	—	(3.1)	褐色	にがい黄褐色	横ナズ 横ナズ	横ナズ 横ナズ	—	精良、刷毛目、 雲母を含む	口縁部片 底面あり	302101 900019	
5 第14-17層	S D 4632	土師器	杯	—	—	(2.20)	褐色		同転ナズ 横ナズ	同転ナズ 横ナズ	同転ナズ 横ナズ	精良、刷毛目 を含む	口縁部片	302101 900017	
6 第14-17層	S D 4632	土師器	高杯	—	—	(4.2)	褐色		同転ナズ 横ナズ	同転ナズ 横ナズ	—	ほぼ精良	口縁部片	302101 900028	
7 第14-17層	S D 4632	須恵器	弁	—	—	(2.6)	灰黄色		同転ナズ	同転ナズ	—	ほぼ精良	口縁部片	302101 900014	
8 第14-17層	S D 4632	須恵器	甕	—	—	(3.9)	褐色	灰色	平行文母	青黄文 母、ナズ	—	精良、刷毛目 を含む	底面片	302101 900011	
9 第14-17層	S D 4632	須恵器	釘	(3.3)	1.6	6.9	褐色			鉄脚		(7.0 g)	断面方形形	302101 900026	
10 第14-17層	S D 4633	弥生土器	甕	—	—	(4.3)	褐色		横ナズ	横ナズ	—	砂粒、雲母 を含む	口縁部片 脚状口縁蓋	302101 900022	
11 第14-18層	S K 4424	弥生土器	甕	—	—	(3.0)	にがい黄褐色 ～灰色	にがい黄褐色 ～にがい黄褐色	刷毛目 横ナズ	ナズ 横ナズ	ナズ	精良、砂粒、 雲母を含む	底面片	302101 900003	
12 第14-18層	S K 4424	弥生土器	甕	—	—	(8.1)	にがい褐色～褐色		横ナズ 刷毛目	横ナズ 刷毛目	—	砂粒、雲母、 赤色粘土を含む	口縁部片、 側面欠片1点	302101 900008	
13 第14-18層	S K 4424	弥生土器	甕	—	—	(3.2)	にがい褐色	にがい黄褐色	ナズ 横目	ナズ	—	精良、砂粒、 雲母を含む	口縁部片	302101 900010	
14 第14-18層	S K 4424	弥生土器	器台	—	—	(3.5)	にがい褐色～明赤褐色		刷毛目 横ナズ	横ナズ	—	精良、砂粒、 雲母を含む	口縁部片	302101 900007	
15 第14-18層	S K 4424	土師器	短手	—	—	(6.5)	にがい褐色 ～褐色	にがい褐色	ナズ 刷毛目	ナズ 横ナズ	—	精良、砂粒、 雲母を含む	外縁に埋	302101 900004	
16 第14-18層	S K 4424	須恵器	罎蓋	—	(4.6)	(1.0)	灰色	灰色	—	同転ナズ	同転 ヘラナズ	精良、砂粒を 含む	底面片	302101 900001	
17 第14-18層	S K 4424	須恵器	甕	—	—	(5.6)	黄灰色	黄灰色	同転ナズ ヘラナズ	同転ナズ	—	精良、刷毛目、 刷毛目を含む	底面片	302101 900009	
18 第14-18層	S K 4424	須恵器	甕	—	—	(7.5)	黒褐色	赤褐色	カキ目	輪状文母	—	精良、砂粒を 含む	底面片	302101 900002	
19 第14-18層	S K 4424	須恵器	甕	—	—	(4.8)	灰色	オリーブ灰色	同転ナズ 沈脚	同転ナズ 沈脚	—	精良、砂粒を 含む	口縁部片	302101 900005	
20 第14-18層	143 S P 20	弥生土器	台付甕	—	—	(6.0)	褐色	明黄褐色	横ナズ 横ナズ	横ナズ 横ナズ	—	砂粒、角筒石、 雲母を含む	底面片	302101 900022	

IV. 総 括

先述のとおり、今回の調査は対象地における3回目の発掘調査である。過去2回の調査成果は、概要報告があるほか、再整理も実施している(注6)。以下、これら過去の調査成果を交えながら、検出した遺構の変遷について簡潔に述べておきたい。

遺構の年代と変遷は第2表に示したとおりである。S B 4637は、第150次調査の時点で前身官衙期に比定されているが、再整理の際には言及されていない。今回検出したP 1～3は、柱穴の間隔が合わず一直線上に並ばない、P 3のみ極端に浅いなど、政庁域の掘立柱建物としては粗雑な印象を受ける。さらに、P 2・3はS K 4424が後出するが、建物の南西隅の柱穴はS K 4424に後出するなど、前後関係が矛盾する。このことから、掘立柱建物ではない可能性がある。

S K 4424は今回完掘したことにより、底面の凹凸が著しいことが明らかとなった。また、東部の幅が狭まることから、削平されて不詳とされてきた東端は、調査地点の東側に位置する可能性がある。その年代は7世紀後半とされており、今回の調査でS K 4424から出土した遺物の年代も、弥生土器を除けば7世紀後半に収まる(注7)。

S K 4424に後出する143 S P 20は、築地塀S A 3598東辺の犬走りの延長上に位置し、I期政庁を囲む築地塀S A 3598の基底部である可能性がある。S A 3598と並走するS D 3387・4932下層は、I期政庁を囲む遺構だったと指摘されており、同時期の削削が指摘されている。

中世には、西隣の第102・130・157次調査で14～15世紀後半の区画溝や井戸を伴う屋敷が見つかっている(注8)。S D4623も一連の区画溝の一部とされ、S D4632上層の年代も同時期の14～15世紀後半とされている。一方で、S D4632に削平されるS X4633のように、13世紀に比定される遺構もある。S D4632に削平されるS D3387上層も、同時期の遺構と想定される。S D4833は、過去の調査で龍泉窯系青磁の破片が出土したことから、中世の溝とされてきた。今回の調査では弥生土器のみ出土したが、S K4424に後出し、土層観察からS D3387上層に削平される様相を確認した。これらの遺構との前後関係は、従来の年代観に矛盾しない。

なお、今回の調査では弥生土器の破片が多数出土した。細片ばかりだが、口縁部や底部の特徴から、その年代は後期中葉以降に収まるとみられる。第143・150調査でも、弥生時代の掘立柱建物1棟と23基以上の堅穴建物が検出されているが、いずれも上面確認のため、詳細な報告はされていない(注9)。古宮地区では、後期後半から古墳時代初期の堅穴建物が100基以上検出されたほか、長さ300m以上、深さ1.6mの大溝が見つかった(注10)。今回出土した弥生土器は、いずれも後世の遺構に混入した細片だが、第143・150調査で検出された遺構の年代を示唆する。

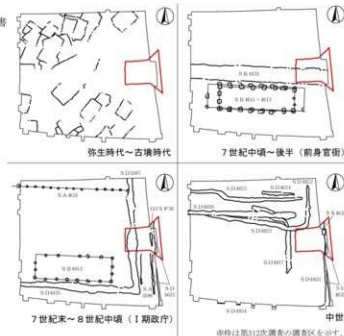
【注】

- (1) 久留米市教育委員会『筑後国府跡 平成8年度発掘調査概要』久留米市文化財調査報告書第126集 平成9年
- (2) 久留米市教育委員会『筑後国府跡 平成9年度発掘調査概要』久留米市文化財調査報告書第139集 平成10年
- (3) 久留米市教育委員会『史跡筑後国府跡保存活用計画』令和2年
- (4) 詳細な周辺環境は、注3文献のほか、発掘調査報告書や下記文献にまとめられている。併せて参照されたい。
久留米市史編さん委員会・編『資料編 考古』久留米市史第十四巻 久留米市 平成11年
- (5) 注2文献第26図参照。なお、注6文献にも転載(第31図)している。
- (6) 久留米市教育委員会『筑後国府跡 Ⅰ期政庁地区』久留米市文化財調査報告書第383集 平成29年
- (7) 古代・中世の土器の分類と年代は、以下の文献に拠った。
大庭孝夫「弥生遺跡周辺における7世紀後半～8世紀末の土師器の変遷」福岡県教育委員会『弥生遺跡Ⅲ—一般国道210号浮羽バイパス関係埋蔵文化財調査報告第23集 平成17年
松村一良「筑後国府跡の調査」(財)古代学協会『古代文化』第35巻第7号 昭和58年
- (8) 久留米市教育委員会『筑後国府跡 Ⅰ平成10年度発掘調査概要報告—』久留米市文化財調査報告書第149集 平成11年
- (9) 注2文献に同じ。
- (10) 注8文献に同じ。

第2表 第312次調査主要遺構の変遷

時期	遺構名
前身官衙B期 (7世紀後半)	S K4424
I期政庁 (7世紀末～ 8世紀中頃)	143S P20 (S A3598) S D3387下層・4632下層
中世	S D4833 (龍泉窯系青磁) S X4633 (13世紀) S D3387上層・S D4623 ・4632上層 (14～15世紀)

※注1・2・6文献を元に作成。



第19図 第143・150・312次調査主要遺構図 (1/1,000)

報告書抄録

ふりがな	ちくごこくふあと ーだい312じはっくつちようさほうこくー							
書名	筑後国府跡 ー第312次発掘調査報告ー							
シリーズ名	久留米市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第446集							
編著者名	西 拓巳							
編集機関	久留米市 市民文化部 文化財保護課							
所在地	〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 Tel 0942-30-9225 Fax 0942-30-9714 E-mail : bunkazai@city.kurume.lg.jp							
発行年月日	2023年(令和5年)3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	発掘期間	発掘面積	発掘原因
		市町村	遺跡番号					
久留米市 筑後国府跡 第312次調査	久留米市 合川町 字古宮 1352-1	40203	30112	33° 18' 51"	130° 32' 18"	20220418 ～ 20220523	65 m ²	記録保存 調査
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
筑後国府跡 第312次調査	官衙 集落	古代 中世	掘立柱建物 1棟 溝 4条 土坑 1基 土壇墓 1基		弥生土器、土師器、黒色土器、須恵器、陶磁器、石製品		I期政庁の遺構を完掘した。	
要 約								
調査地点は、筑後川中流域の段丘上に位置し、筑後国府跡の西部の古宮地区にあたる。古宮地区では、7世紀中頃に大溝と大型建物群からなる官衙施設ー通称「前身官衙」ーがあり、7世紀末から8世紀初頭には、前身官衙を引き継いで設置された筑後国府のI期政庁が造営された。今回の調査では、過去に第143・150次調査で検出したI期政庁を囲む築地に伴う溝の一部を完掘し、その規模を再確認した。また、前身官衙期の完掘した連続土坑は、東端の底面が凹凸著しいことが明らかとなった。								
土木工事の届出日		令和4年3月16日		遺物の発見通知日		令和4年5月27日 (4文財第598号)		

筑後国府跡

ー第312次発掘調査報告ー

久留米市文化財調査報告書 第446集

令和5年3月31日

発行 久留米市教育委員会

編集 久留米市 市民文化部 文化財保護課

福岡県久留米市城南町15番地3

印刷 中村印刷株式会社

久留米市梅満町972

表紙図版：調査区遠景（南上空から）